



平成 24 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 神姫バス株式会社
代表者名 取締役社長 上杉 雅彦
(コード：9083 大証第 2 部)
問合せ先 企画部長 永井勝浩
(TEL：079-223-1247)

中間持株会社を用いた旅行事業および貸切バス事業再編に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、子会社の設立および会社分割により、旅行事業および貸切バス事業といった観光関連事業を中間持株会社によって経営管理する体制に移行するための事業再編（以下「本事業再編」）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本事業再編は、当社および当社の連結子会社での事業再編であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

1. 本事業再編の目的

当社の旅行事業および貸切バス事業は、経済環境の悪化や規制緩和に伴い収益力が悪化しており、少子高齢化等の構造的要因により今後ますます厳しくなるものと予想されます。

こうした状況のもと、当社では事業の市場競争力を高めることを目的に両事業の再編計画を策定、実行いたします。

当社の旅行事業は会社分割により子会社化し、新たに「神姫バスツアーズ株式会社（以下「神姫バスツアーズ」）」として事業収支の明確化と柔軟な人事制度の構築を行い、市場競争力を強化します。また、神姫バスツアーズと貸切バス事業を行う子会社である神姫観光バス株式会社（以下「神姫観光バス」）を統括する中間持株会社「神姫観光ホールディングス株式会社（以下「神姫観光ホールディングス」）」を設立し、管理業務を統合してコスト削減を進めます。さらに、神姫観光ホールディングスを主体として、旅行事業と貸切バス事業の両サービスをより機能的に結び付け、3社が一体となった経営戦略の立案や経営管理を行い、激変する経営環境、ニーズの変化に柔軟に対応できる体制を構築します。

2. 本事業再編の流れ

本事業再編は、三段階により行います。末尾の参考資料も合わせてご参照ください。

まず、第一段階として、平成 24 年 3 月 2 日付（予定）で当社の旅行事業を承継させるための受け皿会社となる神姫バスツアーズを設立し、旅行事業に必要な許認可を申請・取得します。その後、同年 4 月 2 日付（予定）で中間持株会社となる神姫観光ホールディングスを設立します。同社には、最終的に旅行事業および貸切バス事業の経営管理に係る事業（以

下「本件経営管理事業」)を承継させます。

第二段階として、吸収分割方式により、当社の旅行事業を神姫バスツアーズに承継させる会社分割を行います。

第三段階として、第二段階の会社分割効力発生を条件に、吸収分割方式により本件経営管理事業を当社から神姫観光ホールディングスに承継させます。同時に、神姫バスツアーズおよび神姫観光バスの2社の全株式を当社から神姫観光ホールディングスに承継させます。

これにより、神姫観光ホールディングスが神姫バスツアーズおよび神姫観光バスを経営管理する中間持株会社体制となります。

3. 設立する子会社の概要 (予定)

①商号	神姫バスツアーズ株式会社	神姫観光ホールディングス株式会社
②所在地	姫路市西駅前町1番地	姫路市西駅前町1番地
③代表者の役職・氏名	専務取締役 山口 隆博	取締役社長 長尾 真
④事業内容	旅行事業	旅行事業および貸切バス事業の経営管理に係る事業
⑤資本金	50百万円	10百万円
⑥設立年月日	平成24年3月2日	平成24年4月2日
⑦発行済株式数	100株	100株
⑧決算期	3月31日	3月31日
⑨大株主および持株比率	神姫バス株式会社 100% (注)	神姫バス株式会社 100%
⑩当事会社間の関係等	資本関係	当社100%出資の子会社として設立される予定です。
	人的関係	当社より取締役および監査役を派遣する予定です。
	取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(注) 本件経営管理事業に係る吸収分割効力発生日以後は、神姫観光ホールディングスの100%子会社となる予定です。

4. 今後のスケジュール

本事業再編の承認に係る取締役会	平成24年2月9日
子会社(神姫バスツアーズ)の設立	平成24年3月2日(予定)
子会社(神姫観光ホールディングス)の設立	平成24年4月2日(予定)
当社旅行事業に係る吸収分割契約承認取締役会	平成24年5月15日(予定)
分割契約締結	〃
本件経営管理事業に係る吸収分割契約承認取締役会	〃
分割契約締結	〃
当社旅行事業に係る吸収分割の効力発生日	平成24年7月2日(予定)
本件経営管理事業に係る吸収分割の効力発生日	〃

(注1) 本件吸収分割は、当社については会社法第 784 条第 3 項に規定する簡易分割であり、神姫バスツアーズおよび神姫観光ホールディングスについては会社法第 796 条第 1 項に規定する略式分割であるため、それぞれ分割承認株主総会を開催いたしません。

(注2) 本事業再編の日程は、手続上の必要性その他の事由により、必要に応じて当事会社間で協議のうえ、変更することがあります。

5. その他

会社分割の詳細、本事業再編後の状況等につきましては、決定次第、速やかにお知らせいたします。

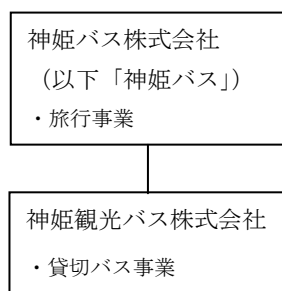
6. 今後の見通し

各承継会社は当社の 100%子会社であるため、連結業績に与える影響は軽微なもの見込んでおります。

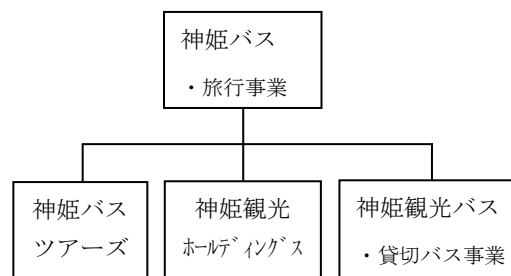
以上

(参考資料)

【現 状】



【第一段階】



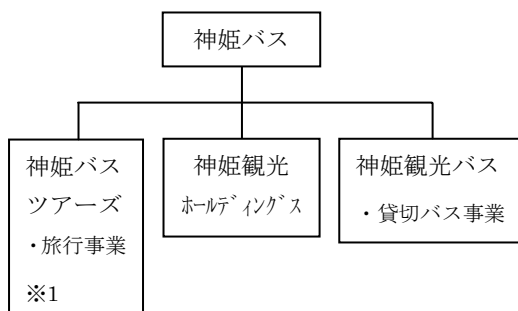
平成 24 年 3 月 2 日 予定

・神姫バスツアーズ設立

平成 24 年 4 月 2 日 予定

・神姫観光ホルディングス設立

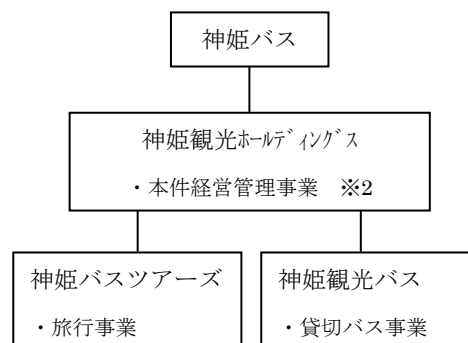
【第二段階】



※1 平成 24 年 7 月 2 日 (予定)

吸収分割により当社旅行事業を神姫バスツアーズに承継させる。

【第三段階】



※2 平成 24 年 7 月 2 日 (予定)

第二段階の吸収分割の効力発生を条件に、吸収分割により本件経営管理事業を当社から神姫観光ホルディングスに承継させ、同時に神姫バスツアーズ株式および神姫観光バス株式も当社から神姫観光ホルディングスに承継させる。